平成２５年（フ）第１０５９号
横浜市鶴見区江ケ崎町18番14号　永井荘102
破産者　上野　稔信
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１６１号
神奈川県平塚市見附町46番31―608号　ライオンズマンション平塚見附町第２
破産者　杉山　拓哉
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２５号
神奈川県厚木市三田南２丁目24番17号　アイビーセフィラ三田弐番館105、前住所神奈川県厚木市林３丁目９番47号　パーシモン壱番館201
破産者　染谷　泰子
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１５９号
新潟県十日町市中屋敷372番地
破産者　南雲　悦子
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第７３号
新潟県妙高市美守３丁目３番12号
破産者　岡田　裕樹
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第２３６号
長野県安曇野市三郷明盛342番地８
破産者　堀内　春美
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２０４号
愛知県稲沢市日下部南町１丁目20番地
破産者　バンビーノグラフィコこと　塚本　啓太
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３２号
和歌山県東牟婁郡串本町潮岬3558番地の１
破産者　辻左官こと　辻　　秀喜
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第３７号
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2399番地の362ラ・フォンテ・コスモ102号、前住所和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2399番地の335
破産者　小笠原圭子
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第６６号
福岡県嘉麻市桑野1697番地３
破産者　有江　恒幸
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１０４号
福岡県飯塚市伊岐須１番地94
破産者　林田　博貴
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第１２９３号
札幌市中央区宮の森３条４丁目３番11―113号
破産者　福永　三成
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４２６号
埼玉県川口市上青木１丁目３番36―205号　ハイストンハイツ
破産者　石川　義徳
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６９９号
埼玉県川口市安行出羽５丁目８番５号　出羽ロイヤルコーポＡ―101
破産者　小沼　良一
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７００号
埼玉県川口市安行出羽５丁目８番５号　出羽ロイヤルコーポＡ―101
破産者　小沼喜美江
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７０５号
埼玉県蕨市北町２丁目２番２号
破産者　平下　幸和
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７６６号
さいたま市桜区町谷３丁目６番８―505号
破産者　藤田　純一
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７０号
埼玉県草加市弁天１丁目６番25号、開始決定時の住所埼玉県草加市栄町３丁目４番24―803号
破産者　山崎　久義
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１１１号
埼玉県草加市弁天１丁目６番25号、開始決定時の住所埼玉県草加市栄町３丁目４番24―803号
破産者　山崎　裕子
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係